



平成 27 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 ソ フ ト マ ッ ク ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 里 義 夫  
(コード番号： 3671 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 担 当 濱 平 耕 一  
( TEL. 099-226-1222 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 30 日開催予定の第 42 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 社外取締役および社外監査役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第30条（社外取締役との責任限定契約）および第41条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第30条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 3 月 30 日（月）	[予定]
定款変更の効力発生日	平成 27 年 3 月 30 日（月）	[予定]

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第 18 条～第 29 条(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第 30 条～第 39 条(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第 40 条～第 43 条(条文省略)</p> <p>第7章 計 算 第 44 条～第 47 条(条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第 18 条～第 29 条(現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 30 条 <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第 31 条～第 40 条(現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第 42 条～第 45 条(現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第 46 条～第 49 条(現行どおり)</p>

以 上